

交通事故・自動車台数・人口等の推移（愛媛県）

区分 年別	交 通 事 故			自 動 車 等			人 口	
	件数	死者	傷者	自動車台数 (12月31日)	自動車1 万台当 りの事 故件 数	原付自転車 等台数 (12月31日)	人 口 (10月1日)	人口10万 人当 たりの 死傷者数
48	7,786	235	10,539	343,921	226.4	174,955	1,431,125	752.8
49	6,714	190	8,738	364,692	184.1	180,216	1,440,360	619.8
50	6,575	166	8,437	388,197	169.4	188,717	1,465,205	587.2
51	7,069	155	9,031	406,152	174.0	202,370	1,476,118	622.3
52	7,162	136	8,971	434,151	165.0	225,606	1,485,958	612.9
53	7,378	140	9,335	461,858	159.7	255,783	1,490,690	635.6
54	7,919	152	9,702	490,831	161.3	269,431	1,497,223	658.2
55	7,583	125	9,369	513,815	147.6	287,538	1,506,661	630.1
56	7,762	107	9,522	536,159	144.8	307,778	1,512,237	636.7
57	6,755	121	8,357	558,883	120.9	330,250	1,514,917	559.6
58	7,707	130	9,456	580,323	132.8	345,757	1,518,136	631.4
59	7,746	148	9,479	599,651	129.2	364,617	1,521,144	632.9
60	8,393	129	10,077	619,308	135.5	370,781	1,529,983	667.1
61	9,046	132	10,921	640,861	141.2	373,069	1,528,655	723.1
62	9,768	132	11,805	664,845	146.9	366,366	1,526,752	781.9
63	9,786	148	11,633	693,995	141.0	362,422	1,525,530	772.3
元	10,212	167	12,242	722,937	141.3	351,056	1,524,050	814.2
2	9,342	147	11,527	752,996	124.1	341,850	1,515,027	770.5
3	9,233	140	11,118	781,618	118.1	331,942	1,512,017	744.6
4	9,567	153	11,694	807,652	118.5	320,617	1,510,010	784.6
5	10,434	147	12,753	829,959	125.7	309,737	1,508,343	855.2
6	10,114	170	12,109	854,867	118.3	302,519	1,507,491	814.5
7	10,155	150	12,103	880,810	115.3	301,367	1,506,598	813.3
8	10,557	151	12,682	906,503	116.5	286,611	1,505,416	852.5
9	10,640	138	12,877	927,370	114.7	283,848	1,503,450	865.7
10	11,145	140	13,627	941,178	118.4	256,418	1,500,995	917.2
11	11,061	165	13,649	954,436	115.9	247,262	1,496,188	923.3
12	11,490	155	14,150	966,660	118.9	262,049	1,493,092	958.1
13	11,860	142	14,636	978,400	121.2	258,479	1,489,732	992.0
14	11,198	122	13,857	986,535	113.5	254,227	1,485,557	941.0
15	11,143	125	13,783	991,749	112.4	248,826	1,481,569	938.7
16	11,490	101	14,064	994,456	115.5	252,512	1,475,959	959.7
17	11,155	113	13,581	1,010,646	110.4	239,520	1,467,824	932.9
18	10,881	101	13,324	1,013,983	107.3	234,722	1,459,988	919.5
19	10,262	100	12,393	1,007,889	101.8	232,111	1,451,973	860.4
20	9,179	82	11,095	1,003,272	91.5	222,591	1,444,288	773.9
21	8,904	81	10,698	999,534	89.1	219,835	1,437,261	750.0
22	8,188	64	9,728	996,403	82.2	221,498	1,429,103	685.2
23	7,903	91	9,457	995,311	79.4	212,016	1,423,485	670.7
24	7,108	56	8,385	999,778	71.1	208,193	1,414,996	596.5
25	6,692	70	7,860	1,002,729	66.7	203,438	1,405,051	564.4
26	5,745	75	6,817	1,008,384	57.0	201,286	1,395,609	493.8
27	5,086	78	5,962	1,009,334	50.4	201,152	1,384,852	423.5
28	4,497	77	5,317	1,013,236	44.4	195,579	1,374,881	392.3
29	4,097	78	4,758	1,016,470	40.3	189,358	1,363,907	354.6
30	3,487	59	4,055	1,018,918	34.2	184,343	1,351,510	304.5
元	2,811	42	3,168	1,021,354	27.5	179,237	1,338,811	240.0
2	2,404	48	2,671	1,005,233	23.9	180,369	1,326,487	205.0
3	2,260	50	2,465	1,021,812	22.1	175,040	1,320,782	190.4

愛媛県交通安全対策会議条例

昭和45年10月16日条例第30号

最終改正 平成17年10月14日条例第77号

(趣旨)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、愛媛県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第3条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 10人以内

(2) 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 5人以内

2 前項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第4条 特別委員は、四国旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、県民環境部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第6号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月14日条例第77号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

愛媛県交通安全対策会議関係機関

(会長 愛媛県知事 中村時広)

委員所属機関	幹事所属機関	連絡先
中国四国管区警察局 四国警察支局	広域調整課	087-821-3111
四国運輸局	愛媛運輸支局	089-956-9957
松山地方气象台	松山地方气象台	089-941-6293
愛媛労働局	労働基準部監督課	089-935-5203
四国総合通信局	総務部総務課	089-936-5010
四国地方整備局	道路部交通対策課	087-851-8061
	松山河川国道事務所	089-972-0034
	大洲河川国道事務所	0893-24-5185
愛媛県企画振興部	政策企画局広報広聴課	089-912-2240
	政策企画局地域政策課交通政策室	089-912-2251
愛媛県県民環境部	県民生活局男女参画・県民協働課	089-912-2448
	防災局消防防災安全課	089-912-2315
愛媛県保健福祉部	社会福祉医療局医療対策課	089-912-2445
	健康衛生局薬務衛生課	089-912-2390
	生きがい推進局子育て支援課	089-912-2410
	生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2420
	生きがい推進局長寿介護課	089-912-2430
愛媛県経済労働部	産業支援局経営支援課	089-912-2480
愛媛県農林水産部	農業振興局農地整備課	089-912-2535
	農政企画局農政課農地・担い手対策室	089-912-2215
	森林局林業政策課	089-912-2585
愛媛県土木部	道路都市局道路建設課	089-912-2710
	道路都市局道路維持課	089-912-2720
	道路都市局都市計画課	089-912-2735
	道路都市局都市整備課	089-912-2745
愛媛県教育委員会	管理部社会教育課	089-912-2930
	管理部保健体育課	089-912-2980
	指導部義務教育課	089-912-2940
	指導部高校教育課	089-912-2950
愛媛県警察本部	交通部交通企画課	089-934-0110 内線 5031
	交通部交通指導課	〃 内線 5121
	交通部交通規制課	〃 内線 726-344
	交通部運転免許課	〃 内線 727-211
	交通部交通機動隊	〃 内線 726-301
	交通部高速道路交通警察隊	089-905-1137 内線 729-210
愛媛県市長会	事務局	089-993-6202
愛媛県町村会	事務局	089-941-7598
愛媛県消防長会	松山市消防局警防課	089-926-9220
四国旅客鉄道(株) 鉄道事業本部	安全推進室	087-825-1666
伊予鉄道(株)	施設部	089-948-3186

市町交通安全対策主管課一覽

市町名	所在地	主管課	電話番号
松山市	〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2	都市・交通計画課	089-948-6444
今治市	〒794-8511 今治市別宮町一丁目4-1	市民参画課	0898-36-1530
宇和島市	〒798-8601 宇和島市曙町1	市民課	0895-49-7004
八幡浜市	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1-1	総務課	0894-22-5997
新居浜市	〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5-1	危機管理課	0897-65-1282
西条市	〒793-8601 西条市明屋敷164	危機管理課	0897-52-1284
大洲市	〒795-8601 大洲市大洲690-1	危機管理課	0893-24-1742
伊予市	〒799-3193 伊予市米湊820	危機管理課	089-982-1218
四国中央市	〒799-0497 四国中央市三島宮川四丁目6-55	観光交通課	0896-28-6187
西予市	〒797-8501 西予市宇和町卯之町3丁目434-1	総務課	0894-62-6400
東温市	〒791-0292 東温市見奈良530-1	危機管理課	089-964-4483
上島町	〒794-2592 越智郡上島町弓削下弓削210	総務課	0897-77-2500
久万高原町	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212	総務課	0892-21-1111
松前町	〒791-3192 伊予郡松前町筒井631	危機管理課	089-989-5103
砥部町	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内1392	総務課	089-962-6110
内子町	〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲168	総務課	0893-44-2111
伊方町	〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993-1	総務課	0894-38-2655
松野町	〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸343	防災安全課	0895-42-1110
鬼北町	〒798-1395 北宇和郡鬼北町近永800番地1	総務財政課	0895-45-1111
愛南町	〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420	総務課	0895-72-1211